

隠岐の島町最終処分場整備事業に係る
基本計画・基本設計等業務

仕様書

令和6年11月

隠岐の島町

第1章 共通事項 - 1 -

1. 業務委託名称	- 1 -
2. 業務委託期限	- 1 -
3. 業務の目的	- 1 -
4. 施設の概要	- 1 -
5. 工事発注方式	- 1 -
6. 業務の範囲	- 1 -
7. 仕様書の適用	- 1 -
8. 関係法令等	- 1 -
9. 管理技術者の選任	- 2 -
10. 業務の履行	- 2 -
11. 資料の貸与	- 2 -
12. 秘密の保持	- 2 -
13. 関係機関との協議	- 2 -
14. 議事録及び協議申請書類等の作成	- 3 -
15. 提出書類	- 3 -
16. 検 査	- 3 -
17. 引き渡し	- 3 -
18. 疑 義	- 3 -

第2章 特記仕様書 ----- - 4 -

第1節 最終処分場施設整備基本計画・基本設計 ----- - 4 -

1. 建設計画地の現地踏査	- 4 -
2. 施設整備基本計画	- 4 -
3. 基本設計	- 5 -
4. 生活環境影響評価	- 8 -

第2節 最終処分場施設整備実施設計 ----- - 13 -

1. 設計条件の検討	- 13 -
2. 各施設の設計	- 13 -
3. 工事設計書の作成	- 16 -
4. 工事仕様書の作成	- 16 -
5. 関係機関協議業務	- 16 -
6. 成果品	- 16 -

第3節 浸出水処理施設最終発注仕様書作成業務 ----- - 17 -

1. 基本検討	- 17 -
2. 最終発注仕様書（案）の作成	- 17 -

第1章 共通事項

1. 業務委託名称

隠岐の島町最終処分場整備事業に係る基本計画・基本設計等業務委託

2. 業務委託期限

契約締結日より令和9年3月10日まで【令和7年度契約】

契約締結日より令和10年3月10日まで【令和8年度契約】

3. 業務の目的

本業務は、隠岐の島町（以下、本町という。）が整備を予定する次期一般廃棄物最終処分場整備事業に係る基本計画・基本設計等を策定することを目的とする。

検討にあたっては、既存最終処分場の現状を把握するとともに、「隠岐の島町次期一般廃棄物最終処分場整備事業に係る適地設定等業務 報告書（令和6年3月）」（以下「過年度報告書」という。）に示されている事項を考慮する。

4. 施設の概要

施設の概要は以下のとおりである。

- ①施設名称：隠岐の島町新最終処分場
- ②施設位置：隠岐の島町内
- ③施設規模：施設整備基本計画で設定する。
- ④施設形態：オープン型

5. 工事発注方式

工事発注方法は、以下の発注方式を予定している。

- ・埋立地本体工事：図面発注方式
- ・浸出水処理施設工事：性能発注方式

6. 業務の範囲

本業務の範囲は次のとおりとする。

- ①最終処分場施設整備基本計画・基本設計等業務【令和7年度契約】
- ②最終処分場施設整備実施設計業務【令和8年度契約】

7. 仕様書の適用

本仕様書は本業務に適用する。

ただし、本仕様書に明記なき事項については、協議の上定めるものとする。

8. 関係法令等

受注者は業務の実施にあたり関係する法令、条例、規制、規定を遵守するものとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則
- (2) 廃棄物最終処分場性能指針

- (3) 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令、同運用に関する留意事項
- (4) 廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領（以下「設計要領」という。）
- (5) その他関係法令・条例等

9. 管理技術者の選任

- ①受託者は、本契約に係る業務の履行に際し、技術者として自社の社員（令和6年3月31日時点で1年以上の雇用関係がある者）を配置すること。
- ②受注者は、本業務において管理技術者を定め、発注者に通知すること。
- ③管理技術者は、本業務に関する管理を行うものとする。
- ④管理技術者は、技術士法に定める技術士（衛生工学部門一選択科目（廃棄物・資源循環））に合格し、同法による登録を受けている者とする。また、技術士登録後5年以上経過し、かつ、技術士として、国又は地方公共団体等が発注した管理型最終処分場の施設整備基本計画、基本設計、実施設計策定等の経験を有する技術者を選任しなければならない。
- ⑤照査技術者は、成果物の内容の技術上の照査を行うこととし、管理技術者に定める資格を有するものであること。
- ⑥管理技術者と照査技術者は兼ねることができないこととする。

10. 業務の履行

- ①受注者は、本業務の実施にあたり、公平・中立な立場から信頼できる理論、技術、文献及び数値等を用いるとともに、受注者のノウハウを発揮し業務を誠実に履行するものとする。
- ②本仕様書に明記されていない事項であっても、業務の履行上、必要と考えられるものは、発注者と受注者との協議の上、受注者の責任において実施するものとする。
- ③本業務の履行に際しては、発注者と十分な協議、調整を行い、業務の履行に支障のないよう努めるものとする。

11. 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集、調査、検討等は原則として受注者が行うものであるが、現在発注者が所有し、業務に必要な資料はこれを貸与する。

受注者は、貸与を受けた資料について借用資料リストを提出し、業務完了とともに返納するものとする。

12. 秘密の保持

受注者は本業務の遂行上、知り得た事項について第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとして中立性を厳守しなければならない。

13. 関係機関との協議

島根県担当部局等との協議を必要とするとき、または発注者から協議への同行を求めら

れたとき、受注者は、誠意をもってこれにあたり、必要に応じ、関係機関との協議に同席し、支援するものとする。この場合の受注者に係る費用は受注者の負担とする。

14. 議事録及び協議申請書類等の作成

受注者は、打合せ及び協議の都度、その内容に対する議事録を作成し、提出するものとする。

15. 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了にあたり、契約約款に定めるもののほか、次の書類を提出するものとする。

- ①業務着手届
- ②管理技術者届及びその経歴・資格書
- ③業務計画書
- ④業務委託工程表
- ⑤完了届
- ⑥その他必要な書類

16. 検 査

受注者は、業務完了時に検査を受けなければならない。

17. 引き渡し

業務の検査に合格後、貸与した資料一式を返納し、業務の完了とする。

18. 疑 義

本仕様書の記載事項及び業務執行上疑義が生じた場合、すみやかに発注者と協議し、意図を十分に理解し業務を遂行するものとする。

第2章 特記仕様書

第1節 最終処分場施設整備基本計画・基本設計

1. 建設計画地の現地踏査

建設計画地の現地踏査を行い、建設計画地の現状を把握し、基本計画の策定に係る地域特性、敷地条件、環境特性等の諸条件及び問題点を整理する。

また、防災調整池の検討に必要と考えられる下流河川の断面確認も実施する。

2. 施設整備基本計画

(1) 設計条件の設定

1) 埋立廃棄物の設定

埋立廃棄物は、一般廃棄物処理基本計画や過年度報告書等の既存資料に基づき、設定する。

2) 埋立期間の設定

埋立期間は、一般廃棄物処理基本計画や過年度報告書等の既存資料に基づき、設定する。

3) 体積換算係数の設定

体積換算係数は、実績データや設計要領に示す値、他事例最新データ等を用いて、設定する。

4) 埋立容量の設定

埋立容量は、一般廃棄物処理基本計画や過年度報告書等の既存資料に基づき、年次別埋立処分量を推定する。

5) 覆土量の設定

覆土は、その目的により既日覆土、中間覆土及び最終覆土に分けられる。覆土の種類、覆土材及び覆土厚について整理するとともに、その必要量を算出する。

6) 埋立法と埋立構造の検討

本処分場に最適な埋立法、埋立構造について、既存資料等より検討する。

7) 環境保全計画

最終処分場の整備に際しての水質、騒音、振動等の環境保全目標を検討するとともに周辺地域を含めた環境保全の基本的方針について設定する。

(2) 浸出水処理施設計画

埋立地より発生する浸出水を安全かつ衛生的に無害化することを目的とし、処理効果の安全性、実績、各設備・装置の耐久性、維持管理性を考慮して、次の内容を検討する。

1) 施設規模の検討

浸出水の処理施設規模及び浸出水調整設備容量について、当該地域の気象条件等より

検討する。検討にあたっては、既存最終処分場の浸出水処理施設及び調整設備の規模を踏まえ、共用可否等を考慮すること。

2) 計画水質の検討

放流先までのルートを検討するとともに、既存浸出水処理施設の浸出水水質実績や文献等により、計画流入水質及び処理水水質について検討する。

3) 処理方式の検討

浸出水の処理方式（処理フロー）を検討する。

(3) 配置計画

測量平面図を基に、最終処分場配置計画平面図を作成する。

配置計画決定にあたっては、敷地の範囲、地形、地質条件を考慮の上、必要埋立容量を確保し、最終処分場の各施設が有機的に機能するような配置とする。

3. 基本設計

最終処分場の主要施設、管理施設、関連施設について、施設基本計画の内容を踏まえて基本構造に係る検討を行い、基本設計図面、概算数量設計、概算工事費の算出を行う。併せて、基本設計に必要な関係機関協議を実施する。

(1) 造成設計

造成設計は、地質調査結果を十分把握し、遮水工の特性、土工収支、関連施設との配置、景観等を考慮して設計を行うものとする。

切土量・盛土量の土量バランスは、原則として開発区域内で行うものとし、土砂の場外搬出は原則無しとする。

検討事項：土工収支、主要法面安定計算、法面保護工、擁壁工、地盤改良工事等

(2) 貯留構造物設計

廃棄物の流出を防ぎ、ごみ圧・水圧・土圧に対して安全な貯留構造物の設計を行うものとする。

検討事項：貯留構造物の配置、必要高さ、構造・基礎形式、安定計算等

(3) 遮水工設計

浸出水による地下水への汚染を防止するため、埋立地の全面に遮水工の設計を行うものとする。設計にあたっては、多重安全設計思想を取り入れて、浸出水集水管、湧水処理、モニタリング設備、区画埋立との関連性を考慮して確実・安全な方式とすること。

検討事項：遮水工の範囲・型式、構造、固定工の構造、漏水検知システム等

(4) 地下水集排水施設設計

地下水・湧水が遮水工、構造物へ影響を与えないための地下水集排水施設設計を行うものとする。

検討事項：地下水集排水施設の配置・断面計算、構造等

(5) 浸出水集排水施設設計

発生する浸出水を速やかに集水するために、浸出水集水施設の設計を行うものとする。設計にあたっては、浸出水量、通気量等を考慮して断面を決定し、目詰まりが生じにくい構造とすること。

検討事項：配置・断面計算、構造等

(6) 集水ピット設計

地下水や浸出水の流末施設である集水ピットの設計を行うものとする。

設計にあたっては、地下水集排水施設や浸出水集排水施設との接続方法の検討や集水された浸出水を浸出水処理施設へ導水するため、ポンプや配管等も考慮した設計とすること。

検討事項：配置・基本的構造等

(7) 雨水集排水施設設計

埋立地周辺の雨水が埋立地内部に入らないように、防災調整池までの雨水集排水施設の設計を行うものとする。

検討事項：雨水集排水施設の配置・断面計算、構造等

(8) 防災調整池設計

開発に伴う地区外への洪水流出抑制及び土砂流出防止を目的として、防災調整池の設計を行うものとする。

設計にあたっては、下流河川の流化能力を調査の上、算出した許容放流量により防災調整池を設計すること。また、関係機関と協議を行い、設計諸元の確認を行うこと。

検討事項：下流河川の流下能力・許容放流量の計算、防災調整池容量の計算、設計堆砂土砂量の計算（工事中・竣工後）、防災調整池の配置・構造等

(9) 埋立ガス処理施設設計

ごみの分解に伴う発生ガスの捕集、大気拡散を行うために発生ガス処理施設の設計を行うものとする。設計にあたっては、計画埋立ごみ質、埋立厚さ、埋立方法等を考慮して配置・構造等を検討すること。

検討事項：堅型ガス抜き管・法面ガス抜き管の配置・構造等

(10) 道路設計

最終処分場内の場内道路、管理道路の設計を行うものとする。

設計にあたっては、交通量を勘案したうえで、平面線形・縦断線形、道路幅員や舗装構成等を決定すること。

検討事項：平面線形・縦断線形、道路断面構成・付帯構造物等

(11) 浸出水処理施設

埋立地より発生する浸出水を安全かつ衛生的に無害化することを目的とし、処理効果の安全性、実績、各設備・装置の耐久性、維持管理性を考慮して、浸出水処理施設及び管理施設の基本設計を行うものとする。基本設計を進めるにあたっては、プラントメーカー 3

社程度から見積設計図書を徴集し、これを参考とする。

① 見積徴収用仕様書の作成（基本事項の検討及び施設設計）

- ア) 浸出水調整容量、浸出水処理施設規模の検討
- イ) 計画流入水量・水質の設定
- ウ) 処理水質(放流水質)の検討
- エ) 処理方式の検討
- オ) 配置・レイアウトの検討
- カ) 見積徴収用仕様書の作成

② 見積設計図書技術検討

③ 発注仕様書（案）の作成

(12) その他施設

その他必要となる施設及びユーティリティの設計を行う。

- ① 必要設備の整理
- ② 電気、上水等の引き込み方法の検討

(13) モニタリング施設設計

埋立中、埋立完了後を通じて、周辺への環境影響を監視するために、必要なモニタリング井戸等の監視設備の計画及び設計を行うものとする。

検討事項：モニタリング設備の位置・構造、管理項目・管理頻度等

(14) 門・囲障施設設計

第三者の立入りを制限し、最終処分場の安全管理を行うため、門・囲障施設の設計を行うものとする。

検討事項：配置、構造・規格等

(15) 洗車施設設計

廃棄物搬入車両のための洗車設備の設計を行うものとする。

設計にあたっては、車両動線、車両規格等を考慮のうえ設計すること。

- ・配置検討、仕様・構造の検討
- ・設計図（平面図、構造図等）

(16) 概算工事費の算定

埋立地施設の概算工事費は、工事概算数量を算出し、概算工事費を算定すること。

浸出水処理施設の概算工事費は、概算見積用仕様書を作成し、プラントメーカーから参考見積を徴収し、算定すること。

(17) 関係機関事前協議

計画地に適用される法規制等について、関係機関と事前協議及び協議用資料の作成を行う。

- ・林地開発事前協議
- ・防災調整池の設置事前協議
- ・土壌汚染対策法（法第4条）の事前協議
- ・一般廃棄物処理施設設置届出書の事前協議
- ・建築基準法に基づく工作物の申請の事前協議
- ・その他必要な許認可申請書の事前協議

(18) 成果品

成果品は次のとおりとする。

- | | |
|----------------------|-------|
| (1) 最終処分場施設整備基本計画報告書 | A4版2部 |
| (2) 最終処分場施設整備基本設計報告書 | A4版2部 |
| (3) 成果品の電子データ | 一式 |
| (4) その他必要なもの | 必要部数 |

4. 生活環境影響評価

最終処分場の建設に伴う生活環境影響について「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針 平成18年9月 環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部」に基づき生活環境影響調査を実施する。

(1) 業務計画立案

本業務の趣旨及び目的を把握した上で、実施方針、業務内容、業務工程等について業務計画書を作成する。

(2) 事業特性の整理・把握

施設計画及び既存資料を基に、本事業の計画等を把握、整理する。

表 施設計画の整理内容

項	目
・	施設の設置者の氏名及び住所
・	施設の設置場所
・	設置する施設の種類
・	施設において処理する廃棄物の種類
・	施設の処理能力等
・	公害防止対策（工事時の騒音、振動等対策等を含む）

(3) 地域概況の把握

既存資料、文献等により、建設予定地周辺を含めた地域の環境特性を把握する。

表 地域概況の整理内容

項目	内容
①自然環境条件等の現状把握	気象…気温、風向、風速、降雨量等 水象…河川の形状・流況 地象…地形、地質、地下水
②社会環境条件等の現状把握	行政区域の状況…位置、面積、人口等 産業の状況…産業構造等 土地利用の状況…土地利用の現況と見通し、土地利用規制等 水域利用の状況…水利用の状況等 交通の状況…搬入道路状況、交通量等 人家等…周辺地域の人及分布等 大気質…大気質の状況、主要な発生源の状況 悪臭…悪臭の状況、主要な発生源の状況 水質…水質の状況、水象、主要な発生源の状況 騒音…騒音の状況、主要な発生源の状況 振動…振動の状況、地盤の状況、主要な発生源の状況
③環境関係法令の指定・規制状況	環境基準等の状況 環境保全計画の状況

(4) 調査事項の整理

「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月 環境省）を参考に、生活環境影響調査項目を選定する。なお、現段階で想定している生活環境影響要因と生活環境影響調査項目は下表に示すとおりである。

表 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目

調査事項		生活環境影響調査項目	生活環境影響要因	浸出液処理設備からの処理水の放流	最終処分場の存在	施設（浸出液処理設備）の稼働	埋立作業	施設（埋立地）からの悪臭の漏洩	廃棄物運搬車両の走行
大気環境	大気質	粉じん					○		
		二酸化窒素 (NO2)							○
		浮遊粒子状物質 (SPM)							○
	騒音	騒音レベル				○	○		○
	振動	振動レベル				○	○		○
悪臭	特定悪臭物質・臭気指数						○		
水環境	水質	生物化学的酸素要求量 (BOD)		○					
		化学的酸素要求量 (COD)		○					
		全りん (T-P) 全窒素 (T-N)		○					
		ダイオキシン類		○					
		浮遊物質 (SS)		○					
		その他必要な項目		○					
	地下水	地下水の流れ			○				
	地下水の水質			●					

○：指針で標準的な項目として示され、今回必要と考えられる項目

●：指針では標準的な項目として示されないが、実施が望ましい項目

(5) 現地調査の実施

1) 大気質

①調査項目

環境大気質 粉じん（降下ばいじん）

沿道大気質 二酸化窒素、浮遊粒子状物質

気象 風向、風速

②調査方法

環境大気質 ダストジャー等により粉じんを採取し分析する方法とする

沿道大気質 「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年、環境庁）に定める方法に準拠する方法とする

気象 「地上気象観測指針」は定める方法に準拠する方法とする

③調査頻度

環境大気質・気象 4季とし、1回あたり30日間とする。

沿道大気質 夏季・冬季とし、1回あたり7日間とする。

④調査地点

環境大気質・気象 建設地内1地点

沿道大気質 2地点（搬入車両走行ルート沿道）

2) 騒音・振動調査

①調査項目

環境騒音・振動 騒音レベル(等価騒音レベル、時間率騒音レベル)、振動レベル(時間率振動レベル)

道路騒音・振動 騒音レベル(等価騒音レベル、時間率騒音レベル)、振動レベル(時間率振動レベル)、地盤卓越振動数、交通量(時間別、車種別、方向別)、道路断面等の状況

②調査方法

環境騒音、道路交通騒音 「騒音に係る環境基準について」に定める環境騒音の表示・測定方法(JIS 8731)に準拠する方法とする

環境振動、道路交通振動 振動レベル測定方法(JISZ 8735)に準拠する方法とする

地盤卓越振動数 振動レベル計にデータレコーダを接続し、大型車10台分について周波数分析する方法とする

③調査頻度

環境騒音・振動 平日1回(24時間)

道路交通騒音・振動 平日・休日各1回(16時間 6～22時)

④調査地点

環境騒音・振動 2 地点（敷地境界）

道路交通騒音・振動 3 地点（搬入車両走行ルート沿道）

3) 悪臭調査

①調査項目

悪臭物質濃度(22 物質)及び臭気指数

②調査方法

「特定悪臭物質の測定の方法」（昭和 47 年環境庁告示第 9 号）及び「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（平成 7 年環境庁告示第 63 号）に準拠する方法とする。

③調査頻度

年 2 回

④調査地点

敷地境界 2 地点（風上側、風下側 各 1 地点）

4) 水質調査（河川水質、海域水質）

①調査項目

一般項目（水温、気温、臭気、色度、濁度、透視度、流量）、

環境基準生活環境項目（水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、全りん（T-P）、全窒素（T-N）、浮遊物質
量(SS)、溶存酸素量（DO）、大腸菌数）

環境基準健康項目 27 項目

ダイオキシン類

②調査方法

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 環境庁告示第 59 号）に定める方法等に準拠する方法

③調査頻度

生活環境項目 年 4 回（四季各 1 回）

健康項目及びダイオキシン類 年 2 回（豊水季、低水季）

④調査地点

河川水質 放流河川 2 地点

海域水質 放流河川流入海域 1 地点

5) 地下水

①調査項目

地下水位

地下水質 環境基準項目及びダイオキシン類、その他項目（電気伝導度、塩化物イオン）

②調査方法

地下水位 自記水位計による連続観測

地下水質 「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年 環境庁告示第10号）に定める方法等に準拠する方法

③調査頻度

地下水位 1年間連続

地下水質 年2回

④調査地点

観測井戸 2地点（井戸掘削は別業務による）

(6) 予測及び影響の分析

選定した環境影響調査項目ごとに予測を行うものとする。

なお、予測に際しては、定量的な予測が可能な項目については計算により、それが困難な項目については、同種の既存事例や文献等からの類推により行なうものとする。

(7) 環境保全対策の検討

予測・評価の結果、対応策の必要な環境項目については、対応策を提案し協議により決定する。

(8) 生活環境影響調査書の作成

上記までの結果を取りまとめ、生活環境影響調査書を作成する。

(9) 成果品

生活環境影響調査書（A4版 製本） 2部

上記の電子データ 一式

第2節 最終処分場施設整備実施設計

1. 設計条件の検討

基本設計などで定められた形状、寸法、規模、構造などの基本的事項に基づき、埋立容量を確保するとともに、関連する施設の構造、形状、寸法等を検討すること。

また、地質調査結果や測量図を用いて構造計算や安定計算を行うための設計条件を改めて設定すること。

2. 各施設の設計

(1) 造成設計

本設計は、本施設の造成設計を行うものであり、建設計画地の地形、地質等の立地条件や埋立形状、設計基準などを考慮した設計とすること。

造成設計は、土工バランス確保を基本とするが、全体的な経済性や、地形、地質等の立地状況等を考慮すること。

- ・敷地高さの設定
- ・法面安定計算
- ・設計図（平面図、標準縦横断図、土工横断図等）
- ・数量計算

(2) 貯留構造物設計

本設計は、埋立廃棄物を安全に貯留するための貯留構造物の設計であり、地質調査を踏まえて十分な検討を行うこと。

- ・形式検討
- ・設計計算（法面安定計算等）
- ・設計図（平面図、断面図、構造図等）
- ・数量計算

(3) 遮水工設計

本設計は、浸出水による地下水汚染を防止するための遮水工の設計である。

設計にあたっては、基準省令を準拠した安全性の高い適切な遮水構造検討を行い、貯留構造物設計、造成設計、地下水集排水施設設計、浸出水集排水施設設計等との関連性を考慮すること。

- ・遮水構造及び遮水材の検討
- ・漏水検知システムの検討（検知範囲、監視方法等）
- ・固定工安定計算
- ・設計図（平面図、構造図等）
- ・数量計算

(4) 地下水集排水施設設計

本設計は、地質調査等を踏まえて地下水を速やかに集排水するための地下水集排水施設
の設計である。

設計にあたっては、浸出水集排水施設の配置や遮水工のモニタリングに配慮した設計と
し、埋立物や覆土の上載荷重に対する構造検討を行うこと。

- ・地下水集排水施設の配置検討
- ・地下水集排水施設の構造検討
- ・設計図（平面図、構造図等）
- ・数量計算

(5) 浸出水集排水施設設計

本設計は、浸出水を適切に集排水するための浸出水集排水施設設計である。

設計にあたっては、埋立面積、浸出水量、埋立構造、地下水集排水施設等に配慮した設
計とし、埋立物や覆土の上載荷重に対する構造検討を行うこと。

- ・浸出水集排水施設の配置検討
- ・浸出水集排水施設の構造検討
- ・浸出水流量計算（浸出水集排水管）
- ・設計図（平面図、構造図等）
- ・数量計算

(6) 集水ピット設計

本設計は、地下水や浸出水の流末施設である集水ピットの設計である。

設計にあたっては、地下水集排水施設や浸出水集排水施設との接続方法の検討や集水さ
れた浸出水を浸出水処理施設へ導水するため、ポンプや配管等も考慮した設計とすること。

- ・集水ピットの配置検討
- ・集水ピットの構造検討
- ・設計図（平面図、構造図等）
- ・数量計算

(7) 雨水集排水施設設計

本設計は、本施設敷地内の雨水を集排水するための雨水集排水施設の設計である。

設計にあたっては、造形状、各種許認可に係る関係部署との協議結果を踏まえて、施
設規模及び構造を決定すること。

- ・雨水排水流量計算
- ・設計図（平面図、構造図等）
- ・数量計算

(8) 防災調整池施設設計

本設計は、雨水集排水施設の流末施設である防災調整池施設の設計である。

設計にあたっては、各種許認可に係る関係部署との協議結果、放流河川の測量結果等を踏まえて、施設規模及び構造を決定すること。

- ・ 防災調整池計算
- ・ 設計図（平面図、構造図等）
- ・ 数量計算

(9) 埋立ガス処理施設設計

本設計は、埋立廃棄物の分解に伴って発生するガスを適切に処理するための施設設計である。

設計にあたっては、埋立方法及び浸出水集排水施設等を勘案した設計とすること。

- ・ 埋立ガス施設配置
- ・ 埋立ガス構造検討
- ・ 設計図（平面図、構造図等）
- ・ 数量計算

(10) 道路設計

本設計は、埋立廃棄物を搬入する搬入道路・場内道路・管理道路の道路設計である。

設計にあたっては、車両動線を考慮するとともに、走行する車両の仕様、台数等より、必要な幅員、舗装構成を決定すること。

また、市道設計（別途工事）との整合を図った設計を行うこと。

- ・ 配置検討・構造検討
- ・ 設計図（平面図、縦断図、標準断面図等）
- ・ 数量計算

(11) 地下水モニタリング設備設計

本設計は、新最終処分場が周辺環境に与える影響を確認するため地下水モニタリング設備の設計である。

設計にあたっては、施設配置及び地下水流向等を考慮すること。

- ・ 配置検討、構造検討
- ・ 設計図（平面図、構造図等）
- ・ 数量計算

(12) 門・困障設備設計

本設計は、当該敷地に設置する門・困障設備の設計である。

- ・ 設置範囲及び設置位置検討
- ・ 仕様等の検討
- ・ 設計図（平面図、構造図等）
- ・ 数量計算

(13) 洗車設備設計

本設計は、廃棄物搬入車両のための洗車設備の設計である。

設計にあたっては、車両動線、車両規格等を考慮のうえ設計すること。

- ・配置検討、仕様・構造の検討
- ・設計図（平面図、構造図等）
- ・数量計算

3. 工事設計書の作成

各施設の数量計算書を取りまとめて、国土交通省の積み上げ方式による工事設計書を作成する。工事設計書は、必要に応じて、見積徴収を行い、3社見積の最低金額を採用することを基本とする。

なお、工事設計書は、参考設計とし、発注用の工事設計書ではない。

4. 工事仕様書の作成

本体工事の工事仕様書を作成する。

5. 関係機関協議

(1) 主な関係機関協議

新最終処分場の整備に係る関係法令について、関係機関との協議を行い、設計に反映させること。主な関係機関協議は、以下のとおりである。

- ・林地開発協議
- ・防災調整池の設置協議
- ・土壌汚染対策法（法第4条）の協議
- ・一般廃棄物処理施設設置届出書の協議
- ・建築基準法に基づく工作物の申請協議
- ・その他必要な許認可申請書

(2) 打合せ・協議

関係機関協議は、本業務の検討に反映させる必要があることから、関係機関の打合せ・協議は、適時実施すること。

(3) 一般廃棄物処理施設設置届出書の作成

本業務の検討結果等を踏まえ、一般廃棄物処理施設設置届出書を作成すること。

6. 成果品

成果品は次のとおりとする。

- | | |
|------------------|-------|
| (1) 最終処分場実施設計報告書 | A4版2部 |
| (2) 成果品の電子データ | 一式 |
| (3) その他必要なもの | 必要部数 |

第3節 浸出水処理施設最終発注仕様書作成業務

浸出水処理施設最終発注仕様書作成業務は、処理能力、計画流入水質、処理水質、施設配置等について検討を行い、決定するとともに、工事発注図書として最終発注仕様書（案）を作成することを目的とする。

1. 基本検討

(1) 処理能力、水質設定、処理方式の基本条件の整理・検討

浸出水処理施設の処理能力（浸出水調整設備容量含む）、水質設定、処理方式の基本条件は、過年度実施した基本設計を準拠することを基本とするが、再度必要な内容は、発注者と協議し見直しを行うこと。

(2) 施設配置の検討

浸出水流入位置及び放流位置等を勘案して、浸出水処理施設の配置を検討すること。

(3) 浸出水集水ピットの検討

浸出水集水ピットについて、運用方法や機械設備、電気設備等の配置を考慮し、形状検討を行うこと。また、地下水ピットについても検討を行うこと。

(4) ユーティリティ検討

本施設の稼働に必要な電気、上水等について検討すること。

2. 最終発注仕様書（案）の作成

(1) 発注仕様書（案）の作成（見積徴取用仕様書の作成）

決定した処理能力、計画流入水質、処理水質をもとに「一般廃棄物処理施設建設工事に係る発注仕様書作成の手引き、最終処分場編（公益社団法人全国都市清掃会議）」及び「廃棄物処理施設の発注仕様書作成の手引き（標準発注仕様書及びその解説）最終処分場編（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）」等を参考に、見積徴取用の発注仕様書（案）を作成すること。

なお、作成にあたっては、過年度実施した基本設計を参考にすること。

(2) 見積設計図書詳細技術検討

複数社のプラントメーカーより発注仕様書（案）に従い作成・提出された見積設計図書の内容を精査・把握したうえで、発注仕様（案）を満足し得ることを確認するための技術検討を行うこと。また、見積書の金額精査を行い、概算工事費を算出すること。

- ① 処理方式の決定
- ② 設備設計基準の検討
- ③ プラント設備検討
- ④ 建築計画検討

- ⑤ 電気設備検討
- ⑥ 概算工事費の算出
- ⑦ その他必要な検討

(3) 最終発注仕様書（案）の作成

詳細技術検討の結果を最終発注仕様書（案）に反映し、工事発注に必要な設計図書を作成すること。